

スタートアップの海外渡航等に係るトラベルサポート 事業者公募に係る質問回答（令和8年5月29日）

質問	回答
<p>・公募要項 P.3 4(1)注意① 「見積提案時は航空運賃及び宿泊費用等の仕入れ額と手数料を明確に区分することとし、手数料と別に企画料を上乗せすることは厳に禁じる。」とあるが、正規割引航空券の場合、Eチケットに航空券代金が表記されるため見積金額とEチケット券面額および請求書によって、航空券代、諸費用、手数料を照合することが可能となる。 一方で、一部航空券については、航空券代金がEチケットに表示されない運賃が存在する。 こちらの航空券は、正規割引航空券より安価な場合があるが、利用・提案をすることは可能か。</p>	<p>可能です。渡航者に正規割引航空券使用時や通常想定されるルート以上の負担がかからないことに配慮しながら、合理的かつ安価な航空券の提案に努めてください。 なお、具体的な取扱いや正規割引運賃との比較など、料金の妥当性の確認方法等については、具体の渡航案件に応じて、都と受託者の協議の上で定めます。</p>
<p>・公募要項 P.3 4(1)注意① 「見積提案時は航空運賃及び宿泊費用の仕入れ額と手数料を明確に区分することとし、手数料と別に企画料等を上乗せすることは厳に禁じる。」とあるが、ア)仕入れ額の定義は何か。 イ)また、仕入れ額が適切であるか都から本事業者へのチェックはあるか。</p>	<p>ア)本事業者が航空券や宿泊場所を予約するにあたって当該相手方に支払う費用となります。 具体的には以下の通りとなります。 ＜航空運賃＞ ・航空運賃(本体) ・燃油サーチャージ ・空港使用料・税 ＜宿泊費＞ ・宿泊料金(室料) ・税・サービス料(宿泊施設に支払うもの) イ)実績報告書の記載内容を確認できる書類を提出いただく予定です。例えば、航空便名や手配金額が分かる控え等を想定しています。</p>
<p>渡航先によって、ESTAやETA等、入国に必要な渡航手続き等が発生する場合もあるかと思いますが、そのような手続きの代行及びそれにかかる工数や申請費用等は考慮する必要はないか。</p>	<p>円滑に渡航ができるよう、渡航先により必要な手続きを行っていただくことが前提となっているため、ご指摘の費用等を考慮してください。ESTAやETA等は査証に準じて、ご提案の手数料率を乗じた金額を協定金としてお支払いします。 なお、詳細は契約締結後、具体の渡航案件に応じて、都と本事業者の協議の上で定めます。</p>
<p>実施日程、人数、渡航国、支援金利用総額、渡航費用総額等、R7年度の実績を可能な範囲で教えてほしい。</p>	<p>1件、約420万円(支援金利用金額)となります。</p>
<p>・公募要領 P.5 7(3) 表&lt;提出書類一覧&gt; 印鑑登録証明書は、写し(コピー)でも可能か、また、資格審査結果通知書の提出は必要か。</p>	<p>印鑑登録証明書は写し(コピー)で構いません。また、資格審査結果通知書の提出は不要です。</p>